

令和 7 年度

第 7 回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：令和 7 年 1 月 15 日（月曜日）午前 10 時 00 分～午前 10 時 43 分  
場 所：オンライン開催

## 議 事

### (1) 「(仮称) オーケー大泉インター店」の新設について

○野田会長 まず、練馬区の「(仮称) オーケー大泉インター店」におけるオーケー店舗保有株式会社による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要「(仮称) オーケー大泉インター店」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の1ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年5月15日、設置者はオーケー店舗保有株式会社、店舗の名称は「(仮称) オーケー大泉インター店」、所在地は練馬区大泉二丁目1番ほか、小売業者名はオーケー株式会社での届出となっております。

新設する日は令和8年1月16日、店舗面積は2,806平方メートルです。

駐車場については、3か所合計で99台分整備します。指針に基づく必要駐車台数は99台であり、これと同数の届出となっております。このほか、届出外駐車場として60台、施設全体としては159台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は1か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は15台分設置します。

駐輪場については、店舗1階に140台分整備します。練馬区自転車の適正利用に関する条例に基づく必要台数は140台であり、これと同数の届出となっております。このほか、従業員共用駐輪場として60台、施設全体としては200台の駐輪場を設置します。

荷さばき施設については、店舗1階に130平方メートル分設置します。使用時間帯は午前6時から午後11時までです。

廃棄物等の保管施設については、2か所合計で14.09立方メートル分整備します。指針に基づく排出予測量13.07立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時刻は午前8時、閉店時刻は午後10時となっております。

駐車場の利用時間帯は午前7時30分から午後10時30分までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地は西武池袋線「大泉学園」駅から北東約1,430メートルに位置しており、用

途地域は準住居地域及び第一種中高層住居専用地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は都道を挟んで資材置場が立地、西側は住居が隣接、南側は都道及び区道を挟んで集合住宅が立地、北側は区道を挟んで住居が立地といった環境となっています。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は住宅がありました。

「3 説明会について」ですが、令和7年6月26日、木曜日、午後6時30分から午後8時08分までと、令和7年6月28日、土曜日、午前10時から午前10時55分までの2回にわたって、北大泉地区区民館で開催され、それぞれ12名と8名の出席がありました。

参加者からは、「土支田通りを南進する車両が右折して、計画地の北側区道に侵入する可能性がある。ポール等の設置はできないか。」との質問があり、設置者からは、「当該箇所にはバス停があり、車道幅員を狭くするのは困難である。」と説明し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、練馬区の意見を令和7年8月28日に受理しています。

資料3-1をご覧ください。

2の「意見の内容」をご覧いただくと、住民説明を十分に行い、関係機関との協議を経て指針に配慮しており、具体的な問題はないとなっています。その上で、2点について特段の配慮を求めています。

次に、資料3-2をご覧ください。

配慮を求める事項とそれに対する設置者からの回答を読み上げます。

「土支田通り北方面から、来店を目的に敷地北側道路に右折進入する車両に対して、関係機関と協議の上、右折進入禁止看板を設置するなど、来店経路を遵守するよう対策を講じてください。」

これに対して、「土支田通り北方面から来店を目的に敷地北側道路に右折進入する車両に対して、オープン日までに敷地内に右折進入禁止看板を設置することで、来店経路を遵守するよう対策いたします。また、チラシ、ホームページや野立て看板等の設置を検討し、経路を周知いたします。」という回答になっています。

また、「当該店舗の営業に起因して周辺道路の交通に予測を超える影響が継続的に生じ

た場合には、状況を把握するとともに、誠意をもって地域住民の意見を聞いてください。

また、関係機関と協議の上、具体的な対策を講じてください。」

この要望に対しては、「当該店舗の営業に起因して周辺道路の交通に予測を超える影響が継続的に生じた場合には、状況を確認し、誠意をもって地域住民の意見を聞き、関係機関と協議の上、適切に対応します。」と回答しています。

地元区からの意見については以上になります。

公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 ちょっと1点、お伺いしたいんですけども、この意見書にもありました、土支田通りから右折して敷地北側道路に入るというのは、道路交通法上は可能というか、今、右折することが可能な道路ということなのでしょうか。

○志賀課長代理 道路交通法上は、右折は可能な道路となっております。

○坂村委員 来店目的の右折を禁止するような看板を置いてほしいということで合っていますでしょうか。

○志賀課長代理 そうですね、強制力はないんですけども、お客様に対して、このルートは使わないでくれという形で、敷地内に看板を設置するというお話です。

○坂村委員 分かりました。

私も意見書にあったとおりなんですけれども、来店経路がそもそも少し複雑というか、Uターンしないと来店できないというのが非常に分かりにくいものだと思いますので、まずは周知というものをしっかりとしていただき、それがうまくいかないときには渋滞など発生する可能性がありますので、そのときには適切な対応をするようにお願いしていただければと思います。

○志賀課長代理 その旨、設置者に伝えさせていただきます。

○坂村委員 ありがとうございます。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 私も今出た意見と同じで、来店経路に関してしっかりと守っていただけるよう、既に区への意見の回答などでもありました、いただいている対応をしっかりと守ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○志賀課長代理 承りました。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 区からの意見が出たということで、地図上のどの経路のことを指しているのかちょっとよく分からんんですけども、右折を禁止する前の情報で、この交通調査等の結果というのは出されているということなんですかね。

それを禁止することによってどういう影響が出るかというのは、この資料の中から分かるものなのでしょうか。

○志賀課長代理 現状の届出の来退店経路が図面4になるんですけども、現状、この調査、予測している段階で、右折をしないという前提条件で調査を行っています。

その結果、現状一番気にされているのが本件敷地の南東側の交差点A、比丘尼交差点になるんですけども、そちらの交通負荷の処理は可能という形で、一応、予測は出ている形になっています。

○大門委員 この交差点、これ、東から北に行く右折ということですかね。

○志賀課長代理 この図面で言うと、上側という形と言ったらいいんですかね。右上にあるA方面から南下してきた車が、一旦左折して、ぐるっと大きく右折するルートを推奨しているんですけども。

それをせずに、関越の下のところをくぐって、そのまま文字で言うと、都道68と書いているその部分を無理やり右折して入ってくる車が出てくると、もともとこの通りが細い1車線しかない通りで割と交通量のあるところで、右折待ちで滞留が発生すると、交通渋滞を引き起こすのではないかというのが心配、懸念材料になっています。

○大門委員 なるほど。ここが法規上は、右折はできてしまうんですけども、看板を設置することによって、大きく迂回することになるということですかね。

○志賀課長代理 そうですね、お客様に、店舗としてはそのルートは使わないでくれという形を周知徹底するという形になります。

○大門委員 なるほど、分かりました。

ちなみにこれ、右折すると、交差点の需要率とかがオーバーするとか、そういう結果になるレベルのものなんですか。それとも需要率では出てこないような影響ということなんですかね。

○志賀課長代理 こちら、信号がないので、需要率という形での予測は特に現時点ではしていないんですけれども。

実際、私も現地のほうを確認してきているんですけども、確かに土支田通り、北から来る車が、この比丘尼からこの交差点の位置ぐらいまで常に滞留が発生しているような状況なので、そこで右折待ちをするとさらに渋滞は増加するかなとは思います。

○大門委員 分かりました。

区からの意見としてそういうふうに出ているということですので、地域の状況を反映した状況かと思いますので、それに対して、事業者さんも適切に対応するということを回答されているということですので、ちょっとその後の状況を見守っていただきたいなというふうに思います。

ありがとうございます。

○志賀課長代理 分かりました。区からの意見にもありますとおり、継続的に状況は見るよう設置者にお伝えしたいと思います。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 騒音についてなんですか、立地条件から考えると、それほどこの案件、出店によって大きな影響があるということは考えにくいんですが、等価騒音レベルの予測結果は規制基準を下回っているんですけども、夜間の騒音レベルの最大値について、冷凍機、室外機が音源なんですか、規制基準値を上回るという予測結果が出ています。

保全対象側では下回るという再予測結果も出ているんですけども、住民の方から何かご意見があった場合には、適切な対応をお願いできればと思います。

以上です。

○志賀課長代理 その旨、設置者にお伝えさせていただきます。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 よろしいでしょうか。それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見はなしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、Teamの挙手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 全員挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「(仮称) オーケー大泉インター店」におけるオーケー店舗保有株式会社による新設の届出の件につきましては、次のように決定いたします。

本案件は、練馬区から意見として届出内容の着実な履行を求められていることから、今後の運営につきましては、実情に応じて適切な対応をしていただければというふうに思いますので、設置者にその旨、お伝えいただくようにお願いいたします。

○志賀課長代理 分かりました。

○野田会長 また、練馬区としては、大規模小売店舗立地法の届出として法を遵守していると示されているということ、それから大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

## (2) 「コーナンPR-O板橋志村坂下店」の新設について

○野田会長 続きまして、板橋区の「コーナンPR-O板橋志村坂下店」におけるコーナン商事株式会社による新設の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要「コーナンPR-O板橋志村坂下店」の新設について、ご説明申し上げます。

資料の2ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年6月3日、設置者はコーナン商事株式会社、店舗の名称は「コーナンPR-O板橋志村坂下店」、所在地は板橋区東坂下二丁目17番7号、小売業者名はコーナン商事株式会社での届出となっております。

新設する日は令和8年2月4日、店舗面積は1,869平方メートルです。

駐車場については、敷地北側に40台分整備します。指針に基づく必要駐車台数は40

台であり、これと同数の届出となっております。このほか、業務用として3台、施設全体としては43台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は1か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は2台分設置します。

駐輪場については、2か所合計で147台分整備します。条例に基づく必要台数は124台であり、これを上回る届出となっております。

荷さばき施設については、敷地北側にNo.1として27平方メートル分整備します。使用時間帯は午前6時から午後10時までです。

廃棄物等の保管施設については、店舗内に14.96立方メートル分整備します。指針に基づく排出予測量8.71立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時刻は午前6時30分、閉店時刻は午後9時となっております。

駐車場の利用時間帯は午前6時15分から午後9時15分までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地は都営三田線「蓮根」駅の東側約600メートルに位置しており、用途地域は準工業地域及び近隣商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は緑道を挟んで駐車場が立地、西側は国道を挟んで店舗、駐車場及び住宅が立地、南側は住宅及び集合住宅が隣接、北側は住宅及び集合住宅が隣接といった環境となっています。

参考情報ですが、当該敷地は、従前はバス会社の事業所がありました。

「3 説明会について」ですが、令和7年7月22日、火曜日、午後7時から午後8時まで、蓮根地域センター第1洋室で開催され、13名の出席がありました。

参加者からは、「6時半からの営業だが、営業開始前から車が並ぶことはないのか。」との質問があり、設置者からは、「ほかの店舗ではそのような実態はありません。」と説明し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、板橋区の意見を令和7年10月2日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございません。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 店舗の前の道路の歩道が通学路に指定されているということで、6時半開店、9時閉店ですかね。登校の時間と下校の時間、いずれもかかっていると思いますので、店舗から来客の方に、交通安全について注意喚起をいただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○志賀課長代理 かしこまりました。その旨、伝えさせていただきます。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 この地域は、近隣商業地域に、大半の建築物が建っているということで商業地区に設定されているんですけども、実際には半々ぐらいで準工業地域にもかかっている地域ですので、かつ駅から遠いということ、かつ扱っている品目が品目ですので、自動車での来店というのは多くなる可能性があるので、指針上は40台ということでいくのをしようけれども、場合によっては一時的にかなり来る場合もありますので、中山道、17号への影響がないように、設置者の方にその旨、ご対応いただくようにお伝えいただければと思います。

以上です。

○志賀課長代理 分かりました。駐車場、止まり切れない車が表にあふれて、中山道に影響が出ないように、設置者の方にお伝えさせていただきたいと思います。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 騒音につきまして、この案件も先ほどと同様の傾向なんですが、等価騒音レベルについては、規制基準値を下回る結果となっていました。ただ、夜間の騒音レベルの最大値について、吸排気口からの騒音が規制基準を上回るという予測結果が出ています。

保全区域では、再予測の結果規制基準を下回るという結果にはなっているんですけども、周辺の方からのご意見あった場合には、こちらも適切にご対応いただければと思います。

以上です。

○志賀課長代理 承りました。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 全員挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「コーナンPRO板橋志村坂下店」におけるコーナン商事株式会社による新設の届出の案件については、次のとおり決定いたします。

本案件に係る届出は、板橋区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(3) 「(仮称) 江東区有明1丁目計画新築工事(商業棟)」の新設について

○野田会長 続きまして、江東区の「(仮称) 江東区有明1丁目計画新築工事(商業棟)」における、大和ハウス工業株式会社による新設の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要「(仮称) 江東区有明1丁目計画新築工事(商業棟)」の新設についてご説明申し上げます。

資料1の3ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年6月13日、設置者は大和ハウス工業株式会社、店舗の名称は「(仮称) 江東区有明1丁目計画新築工事(商業棟)」、所在地は江東区有明一丁目104番4の一部、小売業者名は未定での届出となっております。

新設する日は令和8年2月14日、店舗面積は4,244平方メートルです。

駐車場については、4か所合計で167台分整備します。指針に基づく必要駐車台数は

167台であり、これと同数の届出となっております。このほか、併設施設共用駐車場として41台、施設全体としては208台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は1か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は10台分設置します。

駐輪場については、3か所合計で245台分整備します。江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づく必要台数は245台であり、これと同数の届出となっております。

荷さばき施設については、店舗1階に338平方メートル分整備します。使用時間帯は午前6時から午後11時までです。

廃棄物等の保管施設については、2か所合計で29.01立方メートル分整備します。併設施設分を含んだ排出予測量28.23立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時刻は午前9時、閉店時刻は翌午前0時となっております。

駐車場の利用時間帯は、午前8時30分から翌午前0時30分までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地は東京臨海新交通臨海線「有明テニスの森」駅の南西550メートルに位置しており、用途地域は準工業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は店舗が隣接、西側は区道挟んで水素ステーションが立地、南側は区道を挟んで公園が立地、北側は区道を挟んで小・中学校が立地といった環境となっています。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は運送会社の倉庫がありました。

「3 説明会について」ですが、令和7年7月24日、木曜日、午後7時から午後7時40分まで、有明スポーツセンター（A棟）で開催され、14名の出席がありました。

参加者からは、「計画地北側の道路は来退店経路として利用しないのか。」との質問があり、設置者からは、「登下校する児童が多いため、現在の来退店経路としている。」と説明し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、江東区の意見を令和7年9月26日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございません。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 こちらの店舗も、店舗の前の出入口になっているところの歩道は通学路に指定されているところだと思いますので、荷さばきは朝、夕、登下校と、あと来客の方には下校の時間など、交通安全について啓発いただけるようにお願いできればと思います。

以上です。

○志賀課長代理 その旨、伝えさせていただきます。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にございません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 騒音について、こちらも一部、規制基準を上回っておりました。

等価騒音レベルについては、昼間も夜間も規制基準値を下回っているんですけども、夜間の最大レベルの最大値について、この案件、予測点で基準値を上回っていて再予測されているんですが、隣地敷地境界、そこでも上回っていて、さらに直近住居外壁でも再々予測がされているんですが、こちらでも3点、規制基準を上回る地点があるようです。もし周辺の方からご意見があった場合には、適切な対応をお願いしたいと思います。

こちら、音源としては来客車両のドアの開閉音とか走行音が主な要因となっていますので、来客車両の走行ですとかドアの開閉をお客様になるべく静かにというようなことを周知いただくと、非常に効果があるのではないかと思っていますので、よろしくお願いいいたします。

以上です。

○志賀課長代理 お客様のほうに対してそのような周知、きちんとするようにお伝えさせていただきます。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 全員挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「(仮称)江東区有明1丁目計画新築工事(商業棟)」における大和ハウス工業株式会社による新設の届出の案件については、次のとおり決定いたします。

本案件に係る届出は、江東区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

#### (4) 「o l i n a s モール・o l i n a s コア」変更について

○野田会長 続きまして、墨田区の「o l i n a s モール・o l i n a s コア」における三井住友信託銀行株式会社による変更の届出の案件についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 審議案件の概要「o l i n a s モール・o l i n a s コア」の変更についてご説明申し上げます。

資料1の4ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年6月3日、設置者は三井住友信託銀行株式会社、店舗の名称は「o l i n a s モール・o l i n a s コア」、所在地は墨田区太平四丁目1番2号ほか、小売業者名はエイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社ほか49社での届出となっております。

今回の届出内容は、駐車場の位置及び収容台数の変更についてです。

変更前は店舗地下2階の駐車場No. 1から店舗8階のNo. 6までの6か所合計で、768台分の駐車場の届出がございました。

変更後は店舗地下2階の駐車場No. 1から店舗6階のNo. 4までの4か所合計で、

490台分の駐車場の届出となっています。

変更後の台数で充足するかについては、届出書の10ページをご覧ください。

年間ピーク日の時間帯別ピーク在庫台数が489台となっており、これを上回る台数の届出となっております。

変更する理由は施設の運営計画変更のため、変更予定年月日は令和8年2月4日です。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅から北約315メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は区道を挟んで事務所、集合住宅、住宅が立地、西側は都道を挟んで集合住宅、雑居ビルが立地、南側は区道挟んで公園、体育館が立地、北側は集合住宅が隣接、都道を挟んで集合住宅等が立地といった環境となっております。

「3 説明会について」ですが、令和7年7月14日、月曜日、午後6時から午後6時25分まで、ひがしんアリーナ（墨田区総合体育館）で開催され、10名の出席者がありました。

出席者からは、「7階と8階の駐車場は、何か新しいものに変わるのか。」との質問があり、設置者からは、「駐車場であることに変更はありませんが、カーシェアや月極等を含めて検討中です。」と説明をしました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、墨田区の意見を令和7年8月28日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございません。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 特にありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にございません。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、举手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の举手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 全員举手いただきました。

○野田会長 それでは、「olinasモール・olinasコア」における三井住友信託銀行株式会社による変更の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、墨田区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

以上で、本日の議題4件の審議は全て終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。